

平成 30 年度
社会福祉法人 三育ライフ
＜ 東京事業所＞
事業計画



- 特別養護老人ホーム シャローム東久留米
203-0023 東久留米市南沢 5-18-36 (事業者番号: 1374800066)
TEL: 042-467-1561 FAX: 042-467-3040
- 高齢者在宅サービスセンター シャローム南沢
203-0023 東久留米市南沢 5-18-36 (事業者番号: 1374800330)
TEL: 042-467-1648 FAX: 042-477-2080 (居宅支援: 1374800132)
- 東久留米市幸町デイサービスセンター
203-0052 東久留米市幸町 1-19-5 (事業者番号: 1374800827)
TEL: 042-470-8187 FAX: 042-470-8188
- 東久留米市中部地域包括支援センター
203-0052 東久留米市幸町 1-19-5 (事業者番号: 1304800038)
TEL: 042-470-8186 FAX: 042-470-8188
- 認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム白山
203-0032 東久留米市滝山 7-22-11 (事業者番号: 1374800512)
TEL: 042-470-4630 FAX: 042-470-4830
- 認知症対応型共同生活介護事業 シャローム本天沼
167-0031 杉並区本天沼 2-36-17 (事業者番号: 1391500145)
TEL: 03-3395-6333 FAX: 03-3395-6331
- 杉並区立重症心身障害児通所施設わかば
167-0032 杉並区天沼 3-15-20 1F (事業者番号: 1351500515)
TEL: 03-5347-0550 FAX: 03-5347-0551

部 門	計 画 立 案 者
訪 問 介 護 課	平 尾 明 美

< 目 標 >

総合事業の開始や介護報酬の改定で利用者様に不安がないよう、サービスの提供が続けられるようにする。そのためにはサービス提供責任者が利用者様、ご家族様の意向やご希望を細やかに汲み取り多職種と連携をとる。施設内・外の研修の参加や法人内他部署との連携、事業所連絡会等に参加し情報交換を密にするなどこれまで取り組んできたことを継続する。

また、自事業所の強みや課題の見直しを行い、サービスの質の向上に活かす。

< 課 題 >

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. サービスの質の向上 | 2. 利用者と職員の安心・安全 |
| 3. 業務内容の見直し | 4. 他職種とのチームケアの強化 |

< 実 施 計 画 >

1. サービスの質の向上

- 1) 接遇・マナーの向上 定期的な勉強会や振り返りを通し接遇・マナーの向上を目指す
- 2) 研修の計画・実施 年間を通し計画的な研修の実施。サービス提供責任者・ヘルパーの知識や技能の再確認を行うとともに新しい介護技術や知識の習得をはかる

2. 利用者と職員の安心・安全

- 1) 利用者のアセスメントを定期的に行い、訪問介護計画やケアマネージャーへの情報提供等に活用する。
- 2) ヒヤリハット等の情報提供を迅速にサービス提供責任者に届くよう整備し、ご家族・ケアマネージャーなど関係者に情報提供し安心して在宅生活が送れるように支援する。
- 3) 訪問時の非常時対応等の整備を行う。また、ヘルパーに周知し訪問時の不安を軽減する。
- 4) 対応が困難なケース等、利用者様の個別性に対応するケースについては定期的にケース会議や情報の交換・周知を行う

3. 業務内容の見直し

- 1) 帳票類の見直しを行い必要な情報が効率的に必要な時・所に届くようにシステム化を行う
- 2) ヘルパー会議・ケース会議・サービス提供責任者のミーティング等の会議のあり方について再確認を行い、それぞれの会議の実施方法について検討・実施していく。

4. 他職種とのチームケアの強化

地域包括支援センターや在宅部門の部署と連携し地域のニーズの把握を行う。訪問介護課として地域の中で貢献できることを模索していく。

部 門	計 画 立 案 者
居 宅 介 護 支 援 課	鷹 部 屋 宏 平 ・ 宮 下 留 美

< 目 標 >

居宅介護支援事業所が事業所として採算をたてていくためには、安定した利用者数の確保と特定事業所加算の取得が大前提である。昨年は介護支援専門員の減少や異動があり利用者数を増やすことが難しかったが、今年度は4名の常勤の介護支援専門員が確保できている。利用者数を増やしていくとともに、特定事業所加算Ⅱの取得を継続していく。法改正により特定事業所加算を取得するための条件が更に厳しくなり、今まで以上に専門性の向上や運営基準の順守、地域での役割が求められている。自分たちだけでなく地域のケアマネージャーのスキルアップに協力しつつ、仕事の効率性についても考えていきたい。

< 課 題 >

1.専門性の向上 2.運営基準の順守 3.地域での役割 4.仕事の効率化

< 実 施 計 画 >

1. 専門性の向上

- ・スキルアップ、情報収集のために積極的に研修に参加する。各自の計画に基づく研修の他、法人内研修、地域の研修会、事例検討会、ケアマネ連絡会、主任ケアマネ連絡会に参加する。
- ・チームケアの調整役として他職種と連携・協働をしていくため、他職種とつながりを持てる研修などに積極的に参加し、仕事にいかしていく。
- ・保険者によるケアプランチェックにオブザーバーとして参加する。
- ・自立支援というケアマネジメントの基本、またケアマネージャーとしての接遇、マナーを常に意識し、仕事に取り組む。

2. 運営基準の順守

- ・居宅介護支援の運営基準を再度確認し、確実にケアマネジメントの一連の業務（アセスメント、居宅サービス計画原案作成、サービス担当者会議の実施、訪問、モニタリング、医療との連携）を行う。
- ・記録の作成を必ず行い、書類上の不備がないかチェックしていく。

3. 地域での役割

- ・主任ケアマネージャーのいる事業所として地域包括支援センターと協力し、地域のケアマネージャー向けの研修の企画、参加をする。
- ・地域のインフォーマルサービスについて情報収集を常に行いケアプランにいかしていくとともに、必要な社会資源について考え、地域に発信していく。
- ・他法人の居宅介護支援事業所と事例検討会や研究会を企画、参加する。

4. 仕事の効率化

- ・それぞれのケアマネージャーが適正な数の利用者を担当できるよう努力する。課内での情報共有を行い、担当ケアマネが不在でも対処できる体制を整え、1人1人に負担がかかりすぎないようにしていく。

部 門	計 画 立 案 者
グループホーム白山	石本 さやか

< 目 標 >

今年度は、グループホーム白山の家庭的な雰囲気継続しつつ、入居者への声を尊重する姿勢をもち、自分のことは自分で決めてもらえるようサポートし、ご自分で出来る部分を活かせる支援作りを行っていく。そのためには、職員は認知症介護の専門性の向上に努め、利用者から信頼され、安心して介護を受けていくために、自己啓発を行っていく。また、入居者が地域社会とのつながりの中で、充実した生活が送れるように職員が協力し支援できるようにする。

< 課 題 >

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. サービスの質の向上 | 2. モニタリングと記録の連動 |
| 3. 環境の整備、安心・安全の提供 | 4. 適切な事業の実施 |

< 実 施 計 画 >

1. サービスの質の向上

1) 計画的な勉強会・研修の実施

年 6 回の勉強会・研修を計画的に行い、介護技術の基本の見直しや認知症に関する知識、対応技術の習得、マナー向上に取り組んでいく

2) 入居者の生活の充実

入居者の生活を見つめ直し、介護計画に反映させる。生活の中の楽しみや達成感を感じてもらう事で「安心できる生活の場」となるように支援する

3) 生活の質の向上の支援

食事の支度や掃除、洗濯、買い物などの活動の中で、家庭により近い生活を送ることで日常生活の維持・向上を図る。

4) 協力病院である滝山クリニックと連携をとり、入居者の健康管理に努める。

2. モニタリングと記録の連動

1) 記録用紙の見直しや勉強会を通じ、的確に情報が残せるようになる。

2) モニタリングと記録を連動させ細かな考察を行い介護計画に活かす。

3. 環境の整備

1) 共用部分（食堂・居間）の環境整備。楽しい気持ちで集える場となるように環境を整える。

また、台所やトイレ・浴室など衛生面での配慮が必要な場所の環境整備を行う。

2) 災害時に、利用者に必要な食糧備蓄や必要な備品、建物の点検、整備を定期的、計画的に行う。

4. 適切な事業の実施

1) 提携病院である滝山クリニック、滝山病院と連携をとり、入院の際にも、入居者の体調が回復次第、退院できるよう、情報交換を行い連携を図る。

2) 予算の中で、入居者の生活の質を下げずに充実した生活が送れるように管理をする。また、必要な物品や修理なども適切に行えるよう、本部と相談をしながら行っていく。

部 門	計 画 立 案 者
シャローム本天沼	望月太敦

< 目 標 >

パーソン・センタード・ケアの視点を深め、入居者一人ひとりの誇りと自己決定を尊重し、社会とのつながりを実感できるよう、本人と共に行っていく自立支援を目指す。

また、地域密着型サービス事業者として地域に必要とされるグループホームを目指し、地域行事の参加やホームから地域に向けた発信に力をいれていきたい。

< 課 題 >

1. 本人と共に行う自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組む
2. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実に向けた取り組みを行う
3. 人材育成とスタッフの働きやすい環境整備を行う
4. 予算を基にした計画的な事業を実施する

< 実 施 計 画 >

1. 本人と共に行う自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組む

- 1) 一人ひとりの誇りと自己決定を尊重し、有する能力を引き出す支援を行う
 - ・一人ひとりの誇りと参加する権利を意識し、サービスマナーの向上を図る。
 - ・適切なアセスメントからプランに基づいた能力を引き出す支援を行う。また、環境に応じた支援方法の選択とスタッフ間の連携に努め、入居者に気づかれない支援に努める。
 - ・協力病院である東京衛生病院及び医療連携機関である東京衛生病院訪問看護ステーションと東京衛生病院附属歯科クリニックと連携をとり、入居者の健康管理に努める。
- 2) 入居者同士や社会とのつながりを実感できる支援を行う
 - ・共に行う機会を通して入居者間のつながりがもてる機会を意図的に作る
 - ・日常の買い物は、できる限り歩いていける場所に行き、入居者と地域の方との馴染みの関係が形成できるように機会をつくっていく。
 - ・地域行事の情報を集めるだけでなく、入居者の関心を引き出す情報提供を行い、積極的に地域行事に参加する。
- 3) 安心と安全、満足の上に向けた業務改善や設備の見直しを行う
 - ・入居者のタイミングで外出する為の休憩時間調整等、必要な業務改善の試行を行う。
 - ・入居者の生活スペースにある家具や浴室等で使用する物品の老朽化がすすんでいるため、必要な環境整備を行う。
 - ・マニュアル改定の際は、改定箇所が分かりやすいように表記し、スタッフ全員で共有する。

2. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実に向けた取り組みを行う

- 1) 行事企画を通じた地域住民との交流の機会をつくり、グループホームや認知症について、正しい理解につながるような働きかけを行う
 - ・ホームを開放した地域行事を企画（夏祭り、周年行事、餅つき）し、地域住民の方が参加できるように広報する。

- ・カフェを定期的で開催し、地域住民とホーム、参加者同士の情報交換や認知症について理解していただく機会をつくり、グループホームができる在宅における認知症の方や介護者支援の機会を設ける。
- ・運営推進会議だけでなく、本天沼西町会、区営本天沼第三アパート自治会と連携を図り、地域の方がグループホームに期待する事の情報収集を通して、必要な企画につなげていく。

2) 地域の関係機関との交流を通してグループホームの役割の発揮に努める

- ・本天沼児童館との交流を通して、子どもと入居者との関係性を構築する。
- ・区内のネットワーク事業、グループホーム事業者連絡会、ボランティア担当者連絡会等の機会に参加し、地域の中で発揮できるグループホームの役割を再考し、計画につなげていく。
- ・わかばと連携し、障害を持つ子どもや認知症の高齢者が安心して暮らしていける地域支援について検討し試行する。

3) 発信力を高める

- ・活動を理解していただけるように広報誌を定期的に発行する。
- ・区営本天沼第三アパート合同の防災訓練を企画し、有事の際は互いに助け合う事が出来る関係性の構築を目指す。
- ・地域福祉の充実に向け、認知症の理解とシャローム本天沼の支援を理解していただくための講習会を企画する。

3. 人材育成とスタッフの働きやすい環境整備を行う

1) グループホームに求められる素敵なスタッフを目指した人材育成を行う

- ・組織全体の方向性や課題についてスタッフ全員がかかわり、一致団結して前向きに取り組める組織風土に向けて、杉並事業所や法人本部との共有方法について検討する。
- ・スタッフ共通の「シャローム本天沼 素敵なスタッフ チェックシート」を基に、支援者としての姿勢等を互いに確認するだけでなく、自己目標の設定と面接を通して、一人ひとりの課題をクリアできるような人材育成を行う。また、身体介護が必要な場面が多くなってきたため、スタッフの生活支援技術を向上のための機会を設ける。
- ・事業所に必要な研修を年間計画として時期を定め実施する。研修欠席者については、資料の配布だけでなく個別に研修会の内容を伝え、全体としてレベルアップが出来るようにフォローの仕組みを構築する。また、看取りを希望する方が増えている傾向にあるため、協力病院や訪問診療、訪問看護との連携や看取りに関する研修、看取り開始時にはチャプレン部門と連携し、看取りの体制を強化する。

2) 事故防止・感染症防止に努める

- ・通年を通して感染症及び食中毒への予防に努め、適切な対応ができるようにホーム内研修を定期的に行う
- ・ヒヤリハット報告に至る前の気づきを予防策につなげていくことができるようミーティング内で検討する。また、ヒヤリハット報告については、現場の支援の向上につながるように定期的な振り返りができる検討会の機会をつくる。
- ・重度化に伴う窒息等の緊急対応や行方不明時の初期対応について実践を想定した訓練を行い、緊急時に適切な対応が出来るようにする。

3) 働きやすい環境整備を行う

- ・書類等の保管場所を整理し、事務所機能の向上を図る
- ・予備室を活用し、スタッフが休憩できる環境整備を行う

4. 予算を基にした計画的な事業を実施する

1) 稼働率の向上（97%）を目指す

・東京衛生病院及び東京衛生病院訪問看護ステーションと連携をとり入居者の日頃の健康管理に努めるだけでなく、入院の際にも、可能な限り入院日数が減少となるように入院先医療連携室との連携を図る。また、退去の際には空所期間を短くしスムーズな新規入居につながるよう、関係機関と連携をとるだけでなく、待機者への定期的な連絡を行い、現状把握を行う。

2) 予算を適切に管理する

・行事費用や研修費用は予算内で適切に管理する。また、杉並区の行事補助金等、杉並区の事業に関する情報を集め、積極的に検討し取り組んでいく。

3) 介護報酬の加算を維持する

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）の安定的に維持ができるよう、無資格者については介護福祉士取得へのサポートを行う。他の加算要件についても取得が可能か検討を行う。

部 門	計 画 立 案 者
東久留米市幸町デイサービスセンター	木村 貴博
<p>< 目 標 ></p> <p>・今年度は介護報酬改定年度であるが、当施設が属する通常規模型通所介護費の改定は減収が主となり厳しい環境が想定される。昨年度、開設以来の最高益を計上したが、収益の差を最小限にする努力を心掛け、当施設の特徴を活かしたプログラムを更に発展させ個に居り沿うケアを実践して行く。</p> <p>< 課 題 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステムの一役を担えるよう一歩進んだサービスを模索して行く。 2. 業務の見直しと共に再度、記録等のIT化を計る。 3. 東久留米市からの協力も得ながら環境整備を強化して行く。 <p>< 実 施 計 画 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステムの理解を深め、社会や地域貢献を念頭にサービスの幅を広げて行く。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、在宅サービスを進めて行く中で、認知症の方を含めて身寄りのない高齢者の独居者数が増加していることを実感する。個のニーズに合わせ、できる限り在宅部門としてできることの幅を広げて行く。 ・より多く質の高いサービスを目指す中で、職員一人一人のスキルアップを必然として現在まで、毎月定期的に勉強会を継続している。今年度は特に緊急時（救命・感染症対策等）に対する研修を多く取り入れる。その中で上級救命救急技能認定は3年再講習の職員を含め新入職の職員・看護師・介護士共に全職員受講する計画を立て実行する。 ・法人全体で取り組んでいる認知症カフェ（シャロームカフェ）の継続と発展を目指し年度での計画を立てていく。シャロームカフェに先立って地域に浸透してきた「幸町ハッピーフェスタ」という名のパーティー。毎年、規模・来客数も増加しているが、今年度も多くの地域住民の皆様に喜んで頂けるように職員一丸となって尽力を注いでいく。 2. 仕事の効率を計る為のIT化は必須とし、シャローム南沢と協力し業務改善を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在のサービス提供時間を崩さず更に仕事の効率化を進め各自の残業を減らすためにも記録媒体の見直しを再度検討する。昨年度も議論の場を設けたが、複雑な仕組みや多大な費用により断念した経緯があり再度計画的に実行して行きたい。 ・当施設ならではのできることを増やすために、IT化と共に各ルーティーン業務に変革をもたらして行く。具体的に送迎・入浴・昼食・レク等、各サービス内容を全職員で話し合える環境を多く作り出して行く。 ・法人内同デイサービスであるシャローム南沢と連携し、IT化と共に各書式の統一と情報交換を密にできる体制を整える。各専門職のスキルに差ができないような研修等取り入れて行く。 3. 環境整備も接遇の一部と捉え、お迎えするご利用者に常に新鮮な五感を研ぎ澄ませられるような空間の提供を意識して行く。 <ul style="list-style-type: none"> ・開設十二年目を迎え、建物や物品に劣化がみられるようになってきた。ご利用者に安心・安全を届ける為にも迅速に対応できるようにする。前期は施設敷地内の点字ブロック、排煙窓の修繕など市役所（介護福祉課）に御協力頂いたが、これからも相談できる体制を整えて行く。 ・当施設には恵まれた環境が随所にある。広い庭・広い厨房・個浴室×2・明るいフロア・くつろぎマッサージ室、これらを最大限に活用するサービスを提供する為、各職員の長所を活かす機会をプログラムとして企画し提供する。 ・全てのご利用者に最適な環境を整える努力して行くと同時に、職員にもストレスを軽減できるような環境を皆で創造して行く。業務分業・休息時間のメリハリ・サービス残業減などの課題をクリアして行く。 	

部 門	計 画 立 案 者
中部地域包括支援センター	一 木 誠

< 目 標 >

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度だけではなく、多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的・継続的に支援していく。社会資源や生活支援の担い手を発掘、養成を行っていくとともに、住民が多様な社会参加、社会的な役割を担うことで、地域の支え合いの体制作り、介護予防や生きがいにつながるように、地域と連携をとって支援していく。

一人暮らしの認知症高齢者や複合的な問題を抱えている世帯で生活をしている認知症高齢者が増えている。認知症の人の思いが尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域を目指していく。

< 実 施 計 画 >

1. 総合相談業務

- ① 2か所の相談窓口で、地域住民にとって利便性の高い、相談しやすいセンターを目指していく。
- ② 相談があったときには、専門職としての判断、緊急性の有無の確認を行い、センターとしての支援方針を決める。相談窓口が2カ所であるため、相互の連絡・相談がスムーズに行えるようにする。
- ③ 初期相談窓口として、サービスの提案だけでなく、相談者の生活上の問題を解決できるように対応していく。そのためにも介護保険サービス以外の、様々な社会資源を把握していく。
- ④ 実態把握としては、75歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯を対象に「あんしん調査」を実施する。
調査地域としては、本町地区を予定している。

2. 権利擁護業務

- ① 認知症などにより、金銭管理、法律行為が適切に行えない高齢者への支援のため、成年後見制度や地域権利擁護事業を、社会福祉協議会と連携を持って、情報提供・利用支援を行う。
- ② 29年度に東京都の虐待体制整備事業を受け、虐待対応マニュアル、帳票類の見直しを行った。30年度は新しい体制の中、虐待対応を行っていく。通報を受け、関係者から状況を速やかに把握した後、市とセンターで情報を共有・検討し、対応方針を決め、関係機関と連携を図りながら適切な対応を行なう。
- ③ 認知症・精神疾患や、経済的な問題、地域での孤立化などの課題を抱えているケースが増えている。またそのような問題を家族が抱えていることもある。またセルフネグレクトにより、支援拒否にもつながる場合もあり、各専門機関と連携して対応を検討して行く。
- ④ 消費者被害情報の把握と情報伝達を行ない、被害を未然に防ぐとともに、被害が起きた時には、被害回復のために関係機関と連携して行く。
- ⑤ 高齢者の虐待等、高齢者を老人福祉施設へ措置入所させることが必要な場合は、市と連携を図りながら

適切な対応を行う。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ①ケアマネが抱える困難ケースについて、連携をもって検討し、必要に応じて助言を行う。
- ②市役所と共に、市内のケアマネ事業所を対象にケアプランチェックを行い、適切なアセスメントと自立支援に向けたケアプランを計画できるように支援を行う。
- ③多様な生活支援の充実や、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制作りが重要となる。今まで以上に地域との連携が必要になるが、第二層協議体会議やケアマネ地区懇談会を通じて、ケアマネと地域の社会資源の共有と情報交換ができるようにしていく。
- ④昨年度から始まった地域ケア個別会議で、地域、医療、福祉関係者で個別のケースをもとに、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援について検討していく。またケアマネの自立に視点をのいたケアマネジメントの質の向上と医療と介護の相互理解やネットワークを通じて、ケアの資質向上を目指していく。

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

- ①要支援1、2と認定され、介護予防サービスを希望する利用者に、適切なアセスメントのもと介護予防サービス計画を作成し、サービスの評価を行ない、自立した生活を送れるように支援する。
- ②総合事業の目的や制度の趣旨を理解し、行政や関係機関と連携を持ちながら利用者に対して、介護予防・自立支援を目的に多様なサービスの選択及び利用者の意欲向上、身体機能向上により社会参加を促し、適切なケアマネジメントを実施する。
- ③支援を必要として窓口等にきた高齢者のうち、基本チェックリストの記入により「事業対象者に該当する基準」のいずれかに該当した方に対し、自立した生活を送れるようケアマネジメントを実施する。
- ④一般介護予防事業として、65歳以上の方を対象に、介護予防教室や講演会が開催される。介護予防の取り組みを推進するとともに、地域で活躍する方と連携を図る。

5. 認知症ケアの推進

- ①認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、必要な医療・介護のネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行う。
- ②認知症疾患医療センターである、山田病院、前田病院との連携を進める。また地域の認知症高齢者に対し、適切なアプローチができるように、活用できる制度や資源を効果的に利用する。
- ③認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座で、市民の方と共に、認知症高齢者の見守りや地域活動に協力していただけるように関わって行く。学校や商店街で開催できるように呼びかけを行う。

- ④認知症介護家族の集いを開催（5、7、9、11、1、3月に予定）し、認知症介護をしている家族の孤立防止、精神的負担の軽減に向けた支援を行なう。最近では認知症の妻を介護している夫が増えてきているため、男性介護者の集いを開催したい。
- ⑤担当地域内の、認知症カフェと連携を図り、認知症高齢者の居場所作りや地域の認知症理解の促進につなげていく。
- ⑥担当地域内のグループホーム運営推進会議（そよ風、すみれ）に参加し、地域の認知症高齢者支援について連携する。
- ⑦29年度には南町地区センターで、「脳の健康教室」参加者を中心に、サークルを立ち上げることができた。認知症予防の取組ができる場作りを進めていく。
- ⑧「認知症初期集中支援チーム」の検討が始まり、医療職と介護職が連携して、チームとして認知症高齢者を適切な支援体制につなげていく。

6. 地域との連携（生活支援コーディネーターの取組み）

- ①住民を主体とした支えあいの地域づくりを進めるため、地域との連携、地域課題の把握、社会資源の発掘を行い、高齢者の生活支援や介護予防の基盤作りを行う。また人材発掘においては、市の元気高齢者地域活躍推進事業、からだ作り呼びかけ隊、シャキシャキ事業で参加者と連携をとる。
- ②第二層協議体（本町地区）で地域住民と共に地域の課題を共有し、高齢者が安心して生活を送れるネットワーク作りを行なっていく。地域での見守り体制、介護予防等の健康増進の取組み、認知症高齢者への理解、高齢者が参加できる場作りなど協力しながら構築して行く。
- ③支援を必要とする高齢者を早期に発見し、支援や見守りを行ない、問題発生を未然に防ぐことができるように、自治会、民生委員、老人クラブ、見守り協力機関など地域の活動機関や住民との連携に努める。
- ④地域包括支援センターが、地域で安心できる拠点で、身近な相談窓口であることを知ってもらうため、地域住民向けに健康、介護予防についての講演会を通して、地域包括支援センターの啓発を行う。

7. 職員のスキルアップ

- ①初期相談窓口として、サービスの情報提供で終わらず、相談者のニーズの把握ができるようにする。
- ②困難・虐待ケースの対応が増えているとともに、解決に専門性や、他機関との連携がとても重要となっている。アセスメントやケアマネジメント技術の向上を目指していく。
- ③介護予防や地域との連携、認知症、権利擁護などの業務を、主担当と副担当で対応していくため、研修等に参加し、専門性を高めていく。
- ④市の定める配置基準に基づき、職員配置を行う。

部 門	計 画 立 案 者
杉並区立重症心身障害児通所施設わかば	望 月 太 敦

< 目 標 >

障害があってもなくても地域の中で当たり前に生活していくことを支援するため、同年代のこどもたちと交流をもちながら、同じように遊びや集団を通して発達する機会を保障していく。また、乳幼児期に必要な経験を積み重ね、就学につなげていくことができるよう、関係機関と連携をとり支援体制を構築し、地域から必要とされる事業所を目指していきたい。

運営方針

1. こどものいのちを大切にします
2. 保護者の思いを大切にします
3. 安全・安心を大切にします
4. 地域を大切にします

< 課 題 >

1. 関係機関と連携を密にし、一人ひとりのこどものニーズに沿った療育を行う
2. 重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所に求められる人材育成を行う
3. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実に取り組む

1. 関係機関との連携を密にし、一人ひとりのこどものニーズに沿った療育を行う

1) 医療と福祉の連携による療育に取り組む

- ・一人ひとりのこどもの主治医と連携をとり、適切なアセスメントからニーズを把握し、こどもや保護者の思いに沿った個別支援計画を基に多職種連携による療育を行う。
- ・安全に安心してこどもが通園できるように東京衛生病院や嘱託医と連携を密にし、月1回の往診や健診等の機会をつくる。
- ・主治医や嘱託医、摂食に関する専門医等との連携を図り、専門職による個別評価及び個別プログラムを充実させる。

2) 関係機関と連携をとり支援体制を構築する

- ・杉並区立こども発達センターの他、重症心身障害児の支援を行っている事業所や訪問事業所と連携をとり、こどもを中心とした療育ニーズに沿った支援体制をつくる。また、障害児の地域包括ケアシステムの構築に向け、他の地域の実践例等をもとに関係機関と調整していく。
- ・昨年度実施した第三者評価結果を基に、支援体制の良い点と改善点を整理し、支援体制を強化する。
- ・生活介護事業所の新規開設に向け、開設準備室と連携を図り、重症心身障害児者を支える支援体制を構築する。また、組織全体の方向性や課題についてスタッフ全員がかかわり、一致団結して前向きに取り組める組織風土に向けて、杉並事業所や法人本部との共有方法について検討する。

3) 保護者の思いを大切にした支援を行う

- ・重症心身障害児を抱える保護者のニーズや気持ちに沿った支援を行い、事業所との信頼関係を構築する。また、臨床心理士による個別相談を定期的実施し、ニーズの的確な把握に努める。
- ・就学前にライフステージ全般を通じた保護者の相談に応えられるよう関係機関とつながりをもつ。ま

た、特別支援学校等と連携をとり、就学に向けた支援体制を構築する。

- ・保護者同士が交流できる機会を支援する。

2. 重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所に求められる人材育成を行う

1) 医療と福祉の視点を深める人材育成を行う

- ・職員間のコミュニケーションを大切に、医療職と福祉職の相互理解を深めるために日々の支援の振り返りだけでなく、事業所内会議、支援会議を定期的に行う。
- ・スタッフ共通のチェックシートを基に、接遇・マナーの向上に向けて支援者としての姿勢等を互いに確認するだけでなく、自己目標の設定と面接を通して、一人ひとりの課題を前向きに取り組める組織風土をつくる。
- ・事業所に必要な研修を年間計画として時期を定め実施する。研修欠席者については、資料の配布だけでなく個別に研修会の内容を伝え、全体としてレベルアップが出来るようにフォローの仕組みを構築する。また、自己目標と事業所で期待される役割から必要な外部研修に参加できるように支援する。

2) 事故防止・感染症防止に努める

- ・通年を通して感染症及び食中毒への予防に努め、適切な対応ができるように事業所内研修を行う
- ・ヒヤリハット報告に至る前の気づきを共有し予防策につなげていくため、日々の振り返りを書面に残し対応策を積み上げる。また、ヒヤリハット報告については、現場の支援の向上につながるように定期的な検討会の機会をつくる。
- ・てんかん発作等の対応について実践を想定した訓練を行い、緊急時に適切な対応が出来るようにする。

3) 働きやすい環境整備を行う

- ・療育に関する専門誌等を整理し、事務所を機能的に使用できるよう改善する。
- ・スタッフが休憩できる環境整備を行う。
- ・療育や個別評価等に必要な物品を整備し、環境整備を行う。

3. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実に取り組む

1) 行事企画を通して地域住民との交流や重症心身障害児が通う児童発達支援事業所の理解につながるような働きかけに取り組む。また、同敷地（旧若杉小）内にある保育室や近隣の幼稚園等と連携し、同年代のこども同士の交流の機会となる企画を試みる。

2) 地域の関係機関と連携して講座を開催するなど地域福祉の充実につながるように努める

3) 体調の整わず外出が難しい乳幼児期の重症心身障害児や重症心身障害児が就学後に通う場所が少ない現状を踏まえ、関係機関と連携のもと居宅訪問型児童発達支援事業や就学後の居場所づくりについて検討し、地域の拠点となる支援体制を構築する。

各種委員会 その役割と目的

1. 課長会・拡大スタッフ会

今年度の事業計画を実施していくための確認と必要な協議を行う。また、東京事業所内の運営管理に関する討議を行う。各課の課題や問題を共有し、協力して乗り越えていくための大切な会である。また、施設長が適切に業務を遂行できるように支援をすることもこの会の大事な役割である。

尚、「サービス向上委員会」・「環境整備委員会」としての役割を担い、それぞれの課題を協議検討する。「感染症対策委員会」・「事故発生防止委員会」について全体的な点は課長会で協議することとするが、個別の事例等必要に応じて現場職員を交えての委員会を適宜開催する。

2. 安全衛生委員会

健全な事業運営は健康な職員によって行われる。職員の健康維持・安全就労の為、職員健康診断や夜間勤務者の検診、腰痛検査、ストレスチェックなどの実施が法的に義務付けられている。健康診断により疾病の早期発見及び生活習慣病の予防、指導を行い職員の健康に役立てていく。

また職員の労働環境の改善を自主的に見直す。これらの活動の為に、職員の中から選出された委員により、関係医療機関との連絡や調整などを円滑に進め、産業医と共に職員の生活習慣病予防対策、メンタル面の支援、職場の安全衛生環境整備等を検討し、提案していく。

3. 防災委員会

昨今では、東日本大震災に続く「南海トラフ地震」の発生が懸念されており、災害発生時の防災体制の強化が求められている。特に シャローム東久留米は、東久留米市行政において、第2次避難所として位置づけられており、地域における防災支援体制の確立が緊急課題となっている。よって、今年度も「地域における防災支援体制づくり」について検討し、引き続き地域と協働した防災訓練の実施していきたい。また、各事業所で作成したBCPを更新するとともに、災害時に活用できる「災害時ファイル」を作成し、「現場の防災マニュアル」を作成したい。更に、毎年参加している東久留米市自衛消防隊活動審査会にも参加し、各拠点で行われる独自の防災訓練もユニークなものを検討していきたい。

4. 研修教育委員会

研修教育委員会は、四つの柱を基に活動していく。現場に実践できる内容の研修に参加し、法人全体でその情報を共有することを目標とする。

- ① 施設内研究・実践発表会の開催（年1回）。
- ② 他施設事業所の見学と意見交換会（不定期）。
- ③ 各種研修会の参加と報告（各部署での報告と職員会で連絡別報告も検討）。
- ④ 施設内研修の制度を新たに検討。他部署の働きを知る。

5. 広報委員会

今年度も定期の「だんらん」発行を予定している。できれば発行時期をもう少し早めたい。ホームページも開設9年目を迎えて、これまでの内容を再検討し各事業所のページをさらに充実させたい。また上記以外の広報についても検討をしたい。

6. 給食委員会

利用者にとって最大の課題は、「食」である。それは単に楽しみに留まらず、生きがいでもある。

当委員会は給食委託会社との協力を密にし、利用者の食事の充実と向上に寄与するものとする。介護現場と食事提供現場との協力体制や連携の強化はこれまで以上に必要となる。施設の利用者は受け身の立場であり、苦情や希望を声にして発信できない方も多くいる。委員は利用者の立場に立ち、利用者に代わって積極的に意見を述べ、利用者の食生活の満足と充実の為に貢献する。

7. ボランティア委員会

ボランティアコーディネータを中心に、ボランティアに関する事全般を協議する。

- ① 通常の受入れや活動状況、予定などの確認。
- ② ボランティア通信の発行（年1回）。
- ③ ボランティア感謝の集い実施（年1回）。
- ④ その他ボランティアに関わる事項。

8. シャローム祭委員会

年に一度、施設を開放して地域住民の方々との貴重な交流と貢献の機会であることを職員一人一人が受け止め、一致協力して暖かい気持ちで取り組みたい。その為には、単に習慣的に進めるのではなく、目的を再確認し『シャローム』ならでの、お祭りになるように検討し実施する。そのための実行委員として中心になる。

9. EPA 委員会

平成29年度よりインドネシアより EPA 介護福祉士候補者2名を受け入れ、特護の介護職員として就業して頂いており、今年度も新たに2名の候補者が来日し12月に当施設に来られる予定である。初めて来日し、施設スタッフの一員として業務について頂く為に、日本語教育、生活環境、行政への届出等、様々な支援が必要となる。その為、当委員会では、候補者が心地よく、長期間日本で就労して頂くことができるように支援を行っていききたい。また、今後、少子高齢化などの事情で国際化していくと思われる、新たな日本の労働環境に順応していく意味でも、異文化に対する意識の向上を図っていききたい。

<専属委員会>

10. ターミナル委員会

今年度、ターミナル委員会では

- ① ターミナルケア関連書式の見直しを行う。
- ② 家族向け「看取りについての勉強会」の実施。
- ③ ターミナルケアの質の向上。

*ターミナル期における環境整備の充実

*勉強会（死生観、グリーフケア）の実施等を目標に活動を進めていききたいと考えていきたい。

11. 人権擁護委員会

拘束は、その人の身体機能を低下させるだけでなく人権侵害であり、施設利用者の生活の質を根本から損なう危険がある。当委員会では、拘束という行動制限について、「身体」「薬物」「言葉」の各観点から日ごろのケア全般を振り返り、ケアの質の向上に向けた課題の整理や検討を行う。また、人材育成の場として身体拘束廃止の取り組みや虐待の芽となりうる不適切なケア等をテーマにした勉強会の参画を実施する。

12. 褥創対策委員会

褥創が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない（介護保険法 第4章 運営に関する基準 第13条5）。この法に従い褥創の予防を最重要課題とする。褥創を発生させない介護をチームとして実践するための学びと体制作りを行う。また細やかな観察を怠らず早期発見に努め、看護課・栄養課と協働し症状の改善を図る。

【平成30年度 委員会構成】

平成30年4月11日

No.	委員会（長）	生活介護課	生活相談課	看護課	栄養課	管理課	南沢 デイサービス	ヘルパー	居宅介護 支援課	中部包括 支援センター	幸町 デイサービス	GH 白山	わかば 本天沼	計
1	課長会 (長) 我謝 悟 (第2・4水曜日16:30)	宮下 賢二	我謝 悟	武田忠雄	矢口春江	清水浩二	鷹部屋宏平	平尾 明美	鷹部屋宏平	一木 誠	木村 貴博	石本 さやか	望月 太敦	12
2	安全衛生委員会 (長) 矢口春江 (第3木曜日18:10)	渡辺 愛香		大西 潔	矢口春江	岩井 卓	宮武奈緒美	平尾明美		小森夫佐江	二渡 明美	吉田 加代	川村 敦奈 若宮 和子	11
3	防災委員会 (長) 清水 浩二 (第3水曜日17:30)	平尾 匠				清水 浩二 村上 亮	長田 宏明						望月 太敦 遠藤 誠	6
4	研修教育委員会 (長) 平尾 明美 (第3火曜日16:30)	千葉 高輝	平林 基	丸山直美		松田 光一	轡轡 マミ	平尾明美	楠美綾子	山中章江 中島梨絵	樋口 晃司	五味 容子	森 はるか 安藤 聖哉	13
5	広報委員会 (長) 村上 亮 (不定期)	村上 謙太郎	小熊 綾乃	武田忠雄		村上 亮	山岸 清峰		片寄純子	鎌谷 博子	樋口 晃司	山下 幸久	北村 千穂 山下 幸久	11
6	給食委員会 (長) 矢口春江 (第1水曜日16:30)	岩崎 克己 茂野 和恵 森 有里	石橋 虎之助	田上泰嗣	矢口春江	千先 稜	宮武奈緒美							8
7	ボランティア委員会 (長) 我謝 悟 (第4木曜日16:30)	丸山 満	原川 昌也 斉藤 直子	武田忠雄		岩井 卓	山岸 清峰				栗林 香苗			8
8	シャローム祭委員会 (長) 宮下 賢二 (顧問) 我謝悟	宮下 賢二 関根 萌	小熊 綾乃	田上泰嗣	矢口春江	松田 光一	長田 宏明	小川美佐江	沖山 聡	渡辺 英一	二渡 明美	五味容子	山本 順子	14
9	EPA委員会 (長) 鷹部屋宏平	宮下 賢二 鷹野 尚子 三島 久美子 保谷 邦彦	平林 基			清水浩二 千先 稜	鷹部屋宏平 富塚ゆりか							9
10	サービス向上委員会 (長) 鷹部屋宏平 (不定期・課長会)	宮下賢二	我謝 悟	武田 忠雄	矢口春江	清水浩二	鷹部屋宏平	平尾 明美	鷹部屋宏平	一木 誠	木村貴博	石本 さやか	望月 太敦	12
11	事故発生防止委員会 (リカバネ) / 課長会 (長) 武田 忠雄 (不定期・課長会)	宮下賢二	我謝 悟	武田 忠雄	矢口春江	清水浩二	鷹部屋宏平	平尾 明美	鷹部屋宏平	一木 誠	木村貴博	石本 さやか	望月 太敦	12
12	感染症対策委員会 (長) 武田 忠雄 (不定期・課長会)	宮下賢二	我謝 悟	武田 忠雄	矢口春江	清水浩二	鷹部屋宏平	平尾 明美	鷹部屋宏平	一木 誠	木村貴博	石本 さやか	望月 太敦	12
13	環境整備委員会 (長) 清水 浩二 (不定期・課長会)	宮下賢二	我謝 悟	武田 忠雄	矢口春江	清水浩二	鷹部屋宏平	平尾 明美	鷹部屋宏平	一木 誠	木村貴博	石本 さやか	望月 太敦	12

※委員会No.9～No.12は、課長会及び拡大スタッフ会にて開催する。

【特養専属委員会】

13	ターミナル委員会 (長) 武田 忠雄 (第1水曜日15:30～)	宮下 賢二 鷹野 尚子 三島 久美子 保谷 邦彦	原川 昌也	武田忠雄										6
14	人権擁護委員会 (長)	石井 琢也 屋代 圭介	石橋 虎之助	大西 潔										4
15	褥創対策委員会 (長) (顧問) 陸川先生	小林 祥子 村上 謙太郎 臼井 律子		小塚 恭子 田上泰嗣	矢口春江									6
16	4課会議 担当: 武田 忠雄	宮下賢二	我謝 悟	武田 忠雄	矢口春江									4
17	入所判定委員会 担当: 我謝 悟	宮下賢二	平林 基 原川 昌也 小熊 綾乃	武田 忠雄		清水浩二	鷹部屋宏平							7

【在宅専属委員会】

17	在宅会議 (長) * 木村 貴博 * 鷹部屋宏平 (第4月曜日13:30～) * 総合事業準備委員		石橋 虎之助			清水浩二	鷹部屋宏平			一木 誠	木村貴博			6
----	---	--	--------	--	--	------	-------	--	--	------	------	--	--	---

平成30年度：施設内研修プログラム日程

社会福祉法人三育ライフ・東京事業所

プロとは単に資格取得者のことではない。自分の専門領域における知識や技術の向上が必要と自覚し、学ぶ意欲と努力をする人を指す。当法人は職員の福祉プロとしての意欲と努力を支援するため、施設内研修を実施する。この研修は福祉プロとへの情報提供の場であると同時に、**法人職員として必要な情報や法人の方針を理解し周知する場**でもある。法人全職員の出席を求めたい。

	月 日	勉強会又は職員会プログラム	講 師	担当幹事
1	4月 19日 (第3木曜)	平成30年度「事業計画」 新年度会		課長会
2	5月 10日 (第2木曜)	特別講演 「キリスト教精神に基づく医療と福祉」	東京衛生病 院前理事長 早坂徹	施設長・チャプレン
3	6月 21日 (第3木曜)	平成29年度「事業報告・決算」 理事長メッセージ		課長会
4	7月 19日 (第3木曜)	食中毒の予防と対応・事故の予防と対応		矢口栄養課長 清水事務長
5	9月 20日 (第3木曜)	認知症		鷹部屋副施設長
6	10月 18日 (第3木曜)	施設内研究発表会		研修教育委員会
7	11月 15日 (第3木曜)	感染症対策研修		感染症対策委員会
8	12月 20日 (第3木曜)	接 遇		サービス向上委員会
9	1月 10日 (第2木曜)	職員新年会		紫陽会
10	2月 14日 (第3木曜)	法令遵守・職業倫理・プライバシーの保護		
11	3月 14日 (第3木曜)	次年度に向けて		課長会

平成30年度 年間カレンダー（4月～9月）

4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月		
1	日		1	火	開設記念日	1	金		1	日	開設記念(白山・幸町)	1	水	給食委員会	1	土	
2	月	新入職員オリエンテーション	2	水	拡大スタッフ会・給食委員会	2	土		2	月		2	木		2	日	
3	火	新入職員オリエンテーション	3	木		3	日		3	火		3	金		3	月	
4	水		4	金		4	月		4	水	拡大スタッフ会・給食	4	土		4	火	
5	木		5	土		5	火		5	木		5	日		5	水	拡大スタッフ会・給食委員会
6	金		6	日		6	水	職員健康診断	6	金		6	月		6	木	
7	土		7	月		7	木		7	土		7	火		7	金	
8	日		8	火		8	金		8	日		8	水	課長会	8	土	
9	月		9	水	課長会	9	土		9	月		9	木		9	日	
10	火		10	木		10	日		10	火		10	金		10	月	
11	水	課長会	11	金		11	月		11	水	課長会	11	土		11	火	
12	木		12	土		12	火		12	木	研修教育委員会	12	日		12	水	課長会
13	金		13	日		13	水		13	金		13	月		13	木	
14	土		14	月		14	木		14	土		14	火		14	金	
15	日		15	火	研修教育委員会	15	金		15	日	ボランティア感謝の集い	15	水	防災委員会	15	土	
16	月		16	水	防災委員会	16	土		16	月		16	木	安全衛生委員会	16	日	敬老会(特養)
17	火	研修教育委員会	17	木	職員会・安全衛生委員会	17	日		17	火	研修教育委員会	17	金		17	月	
18	水	防災委員会	18	金		18	月		18	水	防災委員会	18	土		18	火	研修教育委員会
19	木	職員会・安全衛生委員会	19	土		19	火	研修教育委員会	19	木	職員会・安全衛生委員会	19	日		19	水	防災委員会
20	金		20	日		20	水	課長会	20	金		20	月		20	木	職員会・安全衛生委員会
21	土		21	月		21	木	職員会・安全衛生委員会	21	土	夏祭り(わかば)	21	火	研修教育委員会	21	金	
22	日		22	火		22	金		22	日		22	水	課長会	22	土	
23	月		23	水	課長会	23	土		23	月		23	木	ボランティア委員会	23	日	
24	火		24	木	ボランティア委員会	24	日	家族会総会(特養)	24	火		24	金		24	月	
25	水	課長会	25	金		25	月		25	水	課長会	25	土		25	火	
26	木	ボランティア委員会	26	土		26	火		26	木	ボランティア委員会	26	日	夏祭り(本天沼)	26	水	課長会
27	金		27	日		27	水		27	金		27	月		27	木	ボランティア委員会
28	土		28	月		28	木	ボランティア委員会	28	土		28	火		28	金	
29	日		29	火		29	金		29	日		29	水		29	土	
30	月		30	水	法人理事会	30	土		30	月		30	木		30	日	
			31	木					31	火		31	金				
		上旬 お花見(特・幸・南) お花見(本天沼)(白山) 春祭り 運営推進会議(白山)			中旬 外出プログラム (特養・南沢・幸町) 外出(白山)			外出(本・幸)外食(白山) 春のレク大会(南)			七夕(南・幸) 納涼祭(特養)			納涼祭(幸・南) 夏祭り(本天沼)(白山)			敬老会(幸・南) 敬老会(本天沼)(白山)

平成30年度 年間カレンダー（10月～3月）

10 月		11 月		12 月		平成30年 1 月		2 月		3 月	
1	月	1	木	1	土	1	火	1	金	1	金
2	火	2	金	2	日	2	水	2	土	2	土
3	水	3	土	3	月	3	木	3	日	3	日
4	木	4	日	4	火	4	金	4	月	4	月
5	金	5	月	5	水	5	土	5	火	5	火
6	土	6	火	6	木	6	日	6	水	6	水
7	日	7	水	7	金	7	月	7	木	7	木
8	月	8	木	8	土	8	火	8	金	8	金
9	火	9	金	9	日	9	水	9	土	9	土
10	水	10	土	10	月	10	木	10	日	10	日
11	木	11	日	11	火	11	金	11	月	11	月
12	金	12	月	12	水	12	土	12	火	12	火
13	土	13	火	13	木	13	日	13	水	13	水
14	日	14	水	14	金	14	月	14	木	14	木
15	月	15	木	15	土	15	火	15	金	15	金
16	火	16	金	16	日	16	水	16	土	16	土
17	水	17	土	17	月	17	木	17	日	17	日
18	木	18	日	18	火	18	金	18	月	18	月
19	金	19	月	19	水	19	土	19	火	19	火
20	土	20	火	20	木	20	日	20	水	20	水
21	日	21	水	21	金	21	月	21	木	21	木
22	月	22	木	22	土	22	火	22	金	22	金
23	火	23	金	23	日	23	水	23	土	23	土
24	水	24	土	24	月	24	木	24	日	24	日
25	木	25	日	25	火	25	金	25	月	25	月
26	金	26	月	26	水	26	土	26	火	26	火
27	土	27	火	27	木	27	日	27	水	27	水
28	日	28	水	28	金	28	月	28	木	28	木
29	月	29	木	29	土	29	火			29	金
30	火	30	金	30	日	30	水			30	土
31	水			31	月	31	木			31	日
	利用者健康診断 外出プログラム(南・幸) 旅行(白山)・幸町バザー		収穫祭(南)開設行事(本天沼) インフルエンザ予防接種		クリスマス会(幸・南) 餅つき(特)(本) 三育学院大学キャロリング		新年会・初詣 新年会(南・幸)		節分行事(幸・南)		